



令和3年7月

障害者に係る最低賃金法第7条の
減額の特例許可を受けた事業主各位

奈良労働局労働基準部賃金室長

障害者に係る最低賃金法第7条の減額の特例許可の
事務処理について（お知らせ）

平素は、障害者の雇用促進及び最低賃金法第7条の減額の特例許可の申請におきまして、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、奈良労働局では、障害者に係る最低賃金法第7条の減額の特例許可（以下、「最賃減額特例許可」という。）の事務処理におきまして、奈良県最低賃金の重要性を踏まえつつ、障害者である減額対象労働者（被申請労働者）に対する最賃減額特例許可の慎重かつ適切な判断に資するため、下記1に該当する事案につきましては、令和3年9月1日以降の申請分より、下記2のとおり事務処理を変更することといたしましたので、お知らせします。不明な点等がありましたら、奈良労働局賃金室までお尋ねください。

業務ご多忙な皆様方には大変恐縮ですが、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 変更する対象

障害者である減額対象労働者が複数の作業に従事する場合

2 具体的な変更点

(1) 最賃減額特例許可申請を行う際の変更点

- ① 奈良労働局では現在、最賃減額特例許可申請を行う際は、減額対象労働者（被申請労働者）が従事する作業のうち主な作業1つについて、比較対象労働者と作業量を比較調査していただき、この結果に基づき減額率算定表を作成し当該申請書類に添付していただいておりますが、今後は、減額対象労働者が従事する複数の作業すべてについて、減額対象労働者と比較対象労働者の比較調査を実施し

ていただき、その結果を踏まえて減額率算定表を作成してください。

② 比較調査の際は、可能な限り一定の作業量に対し、所要時間を調査してください。

(2) 労働基準監督署等の調査官が実地調査する際の変更点

調査官が実地調査のため事業場を訪問する際も、原則として減額対象労働者が従事する複数の作業すべてについて調査を実施します。

なお、何らかの事情で実地調査日に減額対象労働者が従事する作業のすべてを調査できない場合は、実地調査を担当する調査官にご相談してください。

3 「減額率算定表」について

(1) 入手方法

前記2(1)に対応した次の「減額率算定表」を、奈良労働局のホームページからダウンロードできるようにいたしましたので、これを活用してください。

ア 減額率算定表 (『同一の「作業量」に対し「作業時間」を計測した場合』の様式と『同一の「作業時間」にて「作業量」を計測した場合』の様式の2種類)

イ 【障害者総合支援法に基づく就労継続支援A型事業所用】最低賃金の減額の特例許可作業実績、作業能力に関する資料

(2) 留意点

減額率算定表は任意様式となっておりますので、この使用を義務付けるものではなく、また、他の様式(現在使用しているものを含む。)の使用を妨げるものではありません。

奈良労働局 賃金室

電話 (0742) 32-0206

※ 電話は月曜日から金曜日までの平日8時30分から17時15までの間にお願いします。